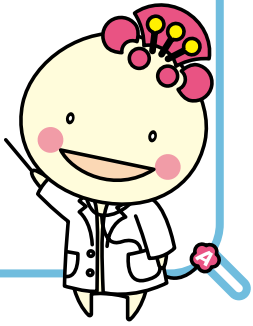




国民健康保険の お悩みにお答えします！

令和7年度の国民健康保険料決定通知書を
6月中旬に送付します。6月中に届かない場
合はご連絡ください。

問合 区役所(保険年金)2階24番
☎ 6622-9956 ☎ 6621-1412



Q 保険料の計算の仕方がわからない。

国民健康保険料決定通知書が届いたけど、平等割？均等割？所得割？って何のこと？？

A 令和7年度の保険料(令和7年4月から令和8年3月)は、世帯の人数とその世帯全体の
前年中所得(令和6年1月から令和6年12月までの所得)状況で計算しています。

	国民健康保険料		
	医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護保険料
平等割保険料(世帯当たり)	33,574円	10,761円	令和5年度～なし
均等割 (被保険者あたり)	被保険者数 × 34,424円	被保険者数 × 11,034円	介護保険第2号被保険者数 × 18,784円
所得割※	令和6年中総所得金額 -43万円		
	× 9.30%	× 3.02%	× 2.56%
最高限度額	65万円	24万円	17万円

※世帯の所得割は、被保険者(介護保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割
の合計額となります。

Q 以前に減免申請しているのになぜ高くなったの？

令和7年度の国民健康保険料の決定通知書が送られてきたが、保険料が高く決定されてい
たのはなぜ？

A 国民健康保険料は、前年分の所得で計算しています。減免申請は年度ごとに申請が必要
なため、令和6年度の保険料の減免を受けた方も、令和7年度の保険料の減免申請
が必要です。現在も失業状態が継続していて納付困難な場合や、昨年より大幅に所得が減
少していて支払いが困難な場合は、問合 へご相談ください。

窓口予約や送付で 手続きをスマートに！

窓口予約や
呼出状況はこちら



行政オンラインシステム
で可能な手続きはこちら



曜日や時間帯により、窓口が混雑し長い待ち時間が発生する場合があります。可能な限り窓口の混雑して
いない時間帯に来庁ください。スマホやパソコンから窓口の状況を確認できるページや、ネットから順番待
ち受付ができる民間サイト「EPARKグルメ」、行政オンラインシステムもご利用ください。書類送付で可能
な手続きもあります。

●書類送付により手続きが可能な業務

【国民健康保険・後期高齢者医療制度】

- ・適用終了手続き
- ・資格確認書または資格情報のお知らせ再交付
- ・高齢受給者証再交付(国民健康保険)
- ・納付書再発行 ・保険料の口座振替依頼

【国民年金】

- ・国民年金保険料免除、納付猶予
- ・国民年金保険料学生納付特例



問合 区役所(保険年金)2階24番 ☎ 6622-9956・6622-9946 ☎ 6621-1412

保険料などの主な内容を 点字文書にして同封します



視覚障がいのある被保険者の方に、後期高齢
者医療保険料決定通知書に記載の保険料年
額や月額などの主な内容を点字文書にして同
封します。

ご希望の方は、問合 に電話または窓口で申し
込んでください。申込時には住所・氏名・生年
月日をお聞きます。

一度申し込めば、毎年のお申込みは不要です。な
お、転居などにより居住区が変わった場合は、
再度申込みの必要があります。

問合 区役所(保険年金)2階24番
☎ 6622-9956 ☎ 6621-1412

以下は広告スペースです。広告内容に関するご質問は、広告に掲載された連絡先に問合せください。

広告募集

広告募集

